

商店街の空き店舗を活用して行う事業に対して 補助金を交付します！

市内7商店街（裏面参照）に存する空き店舗を対象に、店舗への出店事業者や空き店舗の所有者※に対し、「羽生市商店街空き店舗対策モデル事業費補助金」を交付します。

※「空き店舗の所有者」とは、空き店舗を所有している者、空き店舗所有者と賃貸契約を締結している者であって空き店舗を管理している者を指します。

補助対象者

●空き店舗への出店事業者

次の項目にすべて該当する方を対象とします。

- (1) 空き店舗の属する商店街で積極的に事業を営もうとすること
- (2) 空き店舗所有者と同一世帯に属さず、また生計を一にしていないこと
- (3) 出店後1年以上継続して事業を営むことができること
- (4) 主に物販業、飲食業を営むこと（風営法第2条に規定する風俗営業を除く。）
- (5) 主として店舗への来客を対象とする事業者で、かつ、昼間の営業ができること
- (6) 空き店舗で行う事業に直接携わることができること
- (7) 市税を滞納していないこと

●空き店舗の所有者（出店事業者の申請時に同時に提出）

次の項目にすべて該当する方を対象とします。

- (1) 出店事業者と同一世帯に属さず、また生計を一にしていないこと
- (2) 空き店舗の改修工事を行い、当該工事に要する費用を自ら負担すること
- (3) 市税を滞納していないこと

補助対象経費

補助金の種類	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
店舗賃借料補助金	空き店舗への出店事業者	出店した後にかかる店舗賃借料 (敷金や仲介手数料等の契約に関する諸費用、店舗賃借料に係る消費税を除く。)	補助対象経費の1/2の額 上限額：1月あたり5万円 補助期間は1年間(12か月)を限度とする。
店舗改装費等補助金 (出店時の改装・改修に係る費用のみとし、2回目以降は対象としない)	空き店舗への出店事業者	当該店舗で出店するために必要な改装工事の費用 (消費税を除く。)	補助対象経費の1/2の額 上限額：50万円
	空き店舗の所有者	当該店舗で出店できるようにするための改修工事の費用 (消費税を除く。)	補助対象経費の1/2の額 上限額：30万円

申込方法

直接、商工課（市民プラザ内）まで申請書類をお持ちください。

申請書のほかに、以下の書類が必要になります。


空き店舗への出店事業者	空き店舗の所有者
(1) 事業概要及び決算 (2) 履歴事項全部証明書及び決算書 (3) 市税の納税証明書 (4) 事業計画、経費等の具体的な資料	(1) 店舗所在地を示す図面（地図） (2) 市税の納税証明書 (3) 改修工事業者との工事請負契約書の写し又は見積書 (4) 改修工事着手前の店舗現場写真

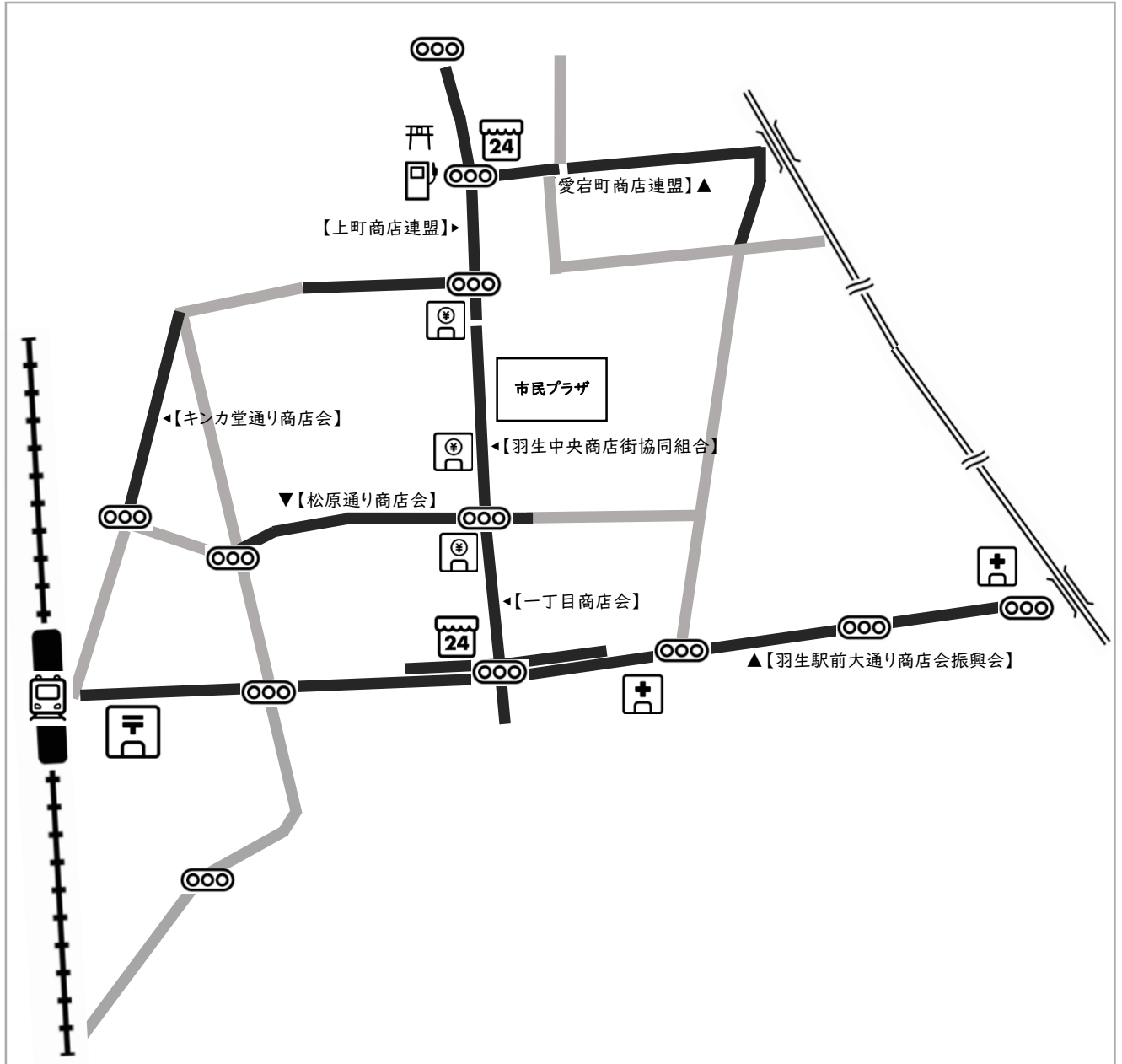
※申込み後、選考委員会での審査を経て、補助金の交付決定を市が行います。

問合せ先

羽生市経済環境部商工課
 羽生市中央3丁目7番5号（市民プラザ内）
 ☎ 048-560-3111

令和4年4月作成

市内7商店街 



※商店街の区域等の詳細については、商工課に事前にお問合せください。